

【ナカリWEB講座】

テーマ

# 『成年後見人制度』

更新日：平成 28 年 10 月 20 日

こんにちは。ナカリエステートの若林です。  
今回は、『成年後見人制度』についてお話しさせていただきます。

## ○成年後見人制度とは

成年後見人制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどがある方を保護・支援するための制度です。

ものごとの判断能力に欠けたり不足したりする方が、契約行為や財産の管理等をするときに不利益が生じることのないよう、ご本人を支援します。具体的には、ご本人に代わって契約行為や財産の管理等を行う人等を家庭裁判所が選任し、ご本人が安心して生活できるよう支えます。

## ○どのような方が利用するのでしょうか。

認知症や知的障がい、精神障がいなどのために、既にものごとに対する判断能力が不十分であり、財産の管理や福祉サービスの利用契約等を自分で行うことができない方、又は自分だけで行うのに不安があり補助が必要な方が利用します。

## ○成年後見制度の種類

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

### （法定後見人）

ご本人が精神上の障がいにより判断能力が不十分となったときに、親族等が家庭裁判所に後見人等の選任を申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。

### （任意後見人）

本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人を、自ら事前の契約によって決めておく制度です。

## ○法定後見制度の「後見」「保佐」「補助」の違い

「後見」「保佐」「補助」のどの類型にあてはまるかは家庭裁判所が判断して、ご本人を支援する後見人等が選任されます。

ご本人の支援は、それぞれ選任された後見人、保佐人、補助人が行います。

**後見** 後見人は、ご本人に代わって契約や財産に関するすべての法律行為を行います。  
また、後見人は、ご本人が行った法律行為について、日用品の買い物などの日常生活に関する行為を除いて、これを取り消すことができます。

**保佐** 保佐人は、原則としてご本人に代わって一定の行為をすることはありません。しかし、ご本人が必要であると判断し、家庭裁判所が決定した場合においては、保佐人がご本人に代わってその法律行為を行います。  
また、重要な財産行為（※）について、ご本人が保佐人の同意を得ずに行った場合、保佐人はこれを取り消すことができます。

**補助** 補助人は、原則としてご本人に代わって一定の行為をすることはありません。しかし、ご本人が必要であると判断し、家庭裁判所が決定した場合においては、補助人がご本人に代わってその法律行為を行います。  
また、重要な財産行為（※）の一部について、ご本人が必要と判断し、家庭裁判所が決定した場合においては、ご本人が補助人の同意を得ずに行った場合、補助人はこれを取り消すことができます。

## ○成年後見人制度のメリット・デメリット

（メリット）

- ・ 何らかの法的手続きをとらないといけない場合など、判断能力の低下した本人に代わり、財産等の管理や法的手続きを適正に行っていきける。
- ・ 後見人は裁判所の監督に服する。

（デメリット）

- ・ 会社の取締役や特定の士業など、責任の求められる役職に就けなくなる。
- ・ 居住用不動産を処分する場合、裁判所の許可が必要である。
- ・ 第三者が後見人として選任された場合、費用がかかる。

## ○まとめ

成年後見人制度は、本人を法律的に保護し支える為の制度です。

したがって、積極的に本人の財産を主文する行為などは裁判所から許可されませんので、不動産担保価値を低くするなどの相続税対策を行うことは、不可能になります。

また、お子様やお孫さんへの生前贈与についても、本人の財産処分にあたりますので、「お孫さんの小学校～中学校～高校～大学進学時にお祝い金を渡したい」という本人の想いは、成年後見制度では達成することができません。

そして判断能力が著しく劣っている状況ですので、自己の財産管理をすることができないことに加え、印鑑登録ができない、選挙権・被選挙権がないこと、一定の職業（弁護士・行政書士等）に就くことができない、株式会社の役員（取締役や監査役）になれないことなどが挙げられます。

この中で一番厄介なのは株式会社の役員になれないということです。

そもそも自分の財産が管理できない状態ですから、会社の運営を任せられるはずもないのですが、同族会社など家族で会社を経営しているような場合は、名前だけ取締役に入っている親族は多々いると思います。

もしも会社の取締役が成年被後見人となった場合は、直ちに役員変更を行わなければなりません。このように成年被後見人は取締役の欠格事由に該当するため、退任することになるのです。

ただし、保有している株式まで失うわけではありませんので、取締役としての地位は失っても株主としての議決権は依然として有している状態となります。この場合、「議決権は成年後見人が本人に代わって」議決権を行使しますが、成年後見人が親族以外の人間などが選任されていると、その議決権行使に対して異議を申し立てる関係者が現れることが懸念されます。

早めの対策が必ずしも良いわけではなく、ご自分の状況をしっかりと把握して、どのような対策が今の自分にとってベストな状況を作り出せるか、検討する必要があります。

近年、相続対策において注目を浴びている民事信託制度を活用したスキームでは、後見人制度におけるデメリットをカバーできるものも登場しております。

信託法は平成19年の法改正により、現行の民事信託が可能となりましたので、判例等は非常に少ない状況ですが、着実に浸透しておりますので、相続対策をご検討の方は、民事信託制度についてもご検討してみても、いかがでしょうか。